

西予市地域医療対策プラン 評価書
＜令和2年度(2020年度)＞

西予市

はじめに

西予市地域医療対策プランは、西予市総合計画に基づき、地域における適切な医療・介護等のサービス提供体制を実現し、住み慣れた場所で継続的な生活ができるよう地域包括ケアシステムの構築を通して、西予市の地域医療対策について示すものです。

プランの目標年次は、2025年としておりますが、社会情勢や医療体制に大きな変化があり目標達成が困難であると認められた場合には見直しを行います。

数値目標に対する評価にあたっては次の方法により行いました。

- ・目標値を達成している場合……………○
- ・目標値を達成していない場合……………×
- ・どちらともいえない……………△

今後も、「西予市立病院新改革プラン」等との整合性に配慮しながら、西予市の地域医療を維持・確保し、住民の方々が安心して生活できるよう、地域医療対策プランの目標達成に向けて取り組みに努めていきます。

取組み内容に係る点検・評価

項目		計画	点検・評価
救急医療体制の維持・確保	医師・看護師等医療従事者の確保	・愛媛大学や岡山大学、愛媛県(自治医大卒医師配置)に医師派遣依頼を継続して要望する	△ 医師派遣の要望は継続して行っているが、地方への医師の偏在化は顕著であり目標数の確保には至っていない。 自治医科大学、地域枠等の医師配置要望を行っている 市独自の医師奨学金制度創設の検討も必要 R3年4月に愛大医学部から新規に外科医(消化器腫瘍外科)1名の派遣決定
		・看護師は、養成機関訪問や奨学金制度の周知、中高生を対象とした看護体験の実施	△ R元年度から年4回の医療介護職の採用試験を行ない一定の人員は確保できているが、目標数の確保には至っていない。 看護師養成機関はもとより近隣の中学・高校へも奨学金制度の周知を行っている。 支度金制度など新たな制度の取組みの検討も必要である。
	二次救急の西予市民病院への集約	△ 令和2年度(平成32年度)に二次救急を西予市民病院に集約することは困難なため「新病院改革プラン」を見直し令和4年度の集約を目指すことに変更した。R2から3年度においては、専門家(医療コンサルタント)の意見も取り入れ、現状の改革と適確な病院再編、二次救急集約を併せて進めるため、病院改革支援業務を締結し、実行支援を受けている。	
	両市立病院の連携強化	○ ・医療情報の双方向での共有システム構築	○ R2年度に電子カルテシステムを更新し、その後両病院間での診療情報の共有(せい坊ネット)は今年度末には閲覧可能になる。併せて、市内診療所(開業医ほか)や三次救急医療機関との診療情報連携も進めて行く予定である。
	勤務環境の整備	・働きながら子育てができる環境の整備	○ 平成30年に西予市民病院に隣接して院内保育所(定数15人)・病後児保育所を開設している。 (R3年3月1日時点) 利用者数:市民病院医療従事者8人・地域9人 病児保育利用者(実人数):48人
		・働き方改革の推進	○ 両病院において、独自の検討改革(勤務環境改善委員会等による検討改善)を進めている。 R3年3月議会において、医療介護職の人材確保の観点で近隣の公立病院等との格差是正を図る手当等の条例・規則改正を行った。
	市民への医療情報の普及啓発活動	・医療現場の過酷な現状を発信し、二次救急の適正な受診について住民への普及啓発活動	△ 新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり地域へ出向いた情報発信はできていないが、感染症対策等の医療情報は広報誌やホームページで啓発を行った 市立病院のイメージアップも含めて、今後の病院再編、救急集約への理解を求めると急変時の適正な医療機関への受診方法などについての適正な時期の広報・説明が必要である。
	明浜・城川地区の救急自動車の活用	・24時間体制で配備された救急自動車の活用により救急病院へのアクセス時間短縮を図る	○ 令和2年の現場到着時間は、明浜町で14分25秒(前年比3分17秒短縮)、城川町で10分57秒(前年比1分02秒短縮)となっており、平成30年4月からの24時間救急出張所の運用開始により大幅な現場到着時間の短縮がみられた。24時間体制としたことにより、地域住民への安心、安全の提供に繋がっていると考える。(西予市消防本部より)
市立病院新改革プランの推進	・平成28年度に策定した西予市立病院新改革プランを推進することで、高齢化が進む西予市において公立病院としての役割を果たし、地域医療の提供体制を維持しながら安定した病院経営を行う	△ 平成31年度末(令和2年3月末)に新改革プランを一部改訂した。二次救急体制の集約時期等を令和4年度に後ろ倒しした。両病院内に兼務辞令による明確な位置づけとして医療職員を改革プラン推進員として任命し現場の意見を聴取できる体制を整備した。また、令和2年12月から経営改善や機能分担など外部の専門家による支援を導入し改革推進に向けた取組みを加速している。	

項目		計画	点検・評価
在宅医療の充実	多職種連携の強化	・医療、介護、保健、福祉の多職種が顔の見える関係づくりを進める	△ 医療介護連携会議(包括支援センター主催):年間2回 医療介護連携を中心に顔の見える関係づくりは少しずつではあるが進んでいる。 西予市東部(野城)地域において多職種連携強化も含めた強化モデル事業を検討している。
	口腔ケアの普及啓発	・歯科医師会と協働し、高齢者等の誤嚥性肺炎予防も含め口腔ケアの重要性を普及啓発する	△ 6月4日(歯の衛生週間)や11月8日(いい歯の日)では、東宇和歯科医師会と連携しむし歯予防や歯周病予防について広報誌を活用した啓発を行っているが行政の歯科衛生士が中心となり具体的な計画を策定し推進することが必要
	国民健康保険診療所の在り方の検討	・段階的な廃止も視野に入れながら方向性を検討し、廃止する場合は地域住民が安心して、生活に近い場所で医療サービスが受けれる体制を整備する。	△ 惣川地区・遊子川地区は、平成30年8月から国民健康保険診療所を廃止し、移動診療車による巡回診療を開始し、令和3年2月末の受診者延べ人数は、惣川が385人・遊子川が263人と国民健康保険診療所の時の人数と比較しても減少はしておらず、無医地区に準ずる地域における医療サービスは維持できている。 土居診療所は週3日に規模縮小し野村病院からの支援を受けながら診療を継続している。三瓶地区周木・二及診療所についても医師の確保等、長期的な体制整備が課題である。
	地域包括ケアシステムの推進	・在宅から病院、病院から在宅又は介護施設への切れ目のない支援体制を確立する。	○ 退院時支援ツール(西予市医療・介護連携シート等)を活用して病院から施設等との連携は出来ている。 西予市東部(野城)地域における地域包括ケアの強化モデル事業(医療介護連携支援強化モデル事業)を令和3年度から実施して、評価・検証を行い全市的な展開を図るよう進める予定。
災害医療対策	災害時保健医療救護要領に関すること	・平成30年度末に災害時保健医療救護活動要領を策定する ・策定後、必要に応じて見直しを行う	○ 平成30年度に「西予市災害時保健医療救護活動要領」を策定した。 医療救護所の運営について地域の実情にあった内容の見直しをする必要がある。
	各種訓練の実施	・災害時保健医療救護活動要領に基づき職員の研修、訓練を実施する	○ 令和2年9月に明浜町地区俵津公民館において救護所設営訓練・応急処置訓練を開催し課題を抽出した。 今後も課題解決や更なる訓練の実施による従事者のスキルアップが必要。今回は地元医師会の協力が得られなかつたため西予市民病院の仲村副院長に協力いただいた。今後も継続的な地元医師会、地域住民との協働による訓練は重要である。